

京都教育大学教育学部・教育学研究科教授会規程

平成16年 4月 1日 制定
令和 4年 1月 11日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学組織運営規則第15条の規定に基づき、京都教育大学教育学部・教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 教授会は、学長、副学長及び教授をもって組織する。ただし、教員人事に関する事項を審議する場合以外の教授会には准教授、常勤の講師及び助教を加える。

2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人京都教育大学特命教員に関する特例規程に規定する教授、国立大学法人京都教育大学特定教員に関する規程に規定する教授、京都教育大学教職キャリア高度化センター特任教員に関する特例規程に規定する教授及び京都教育大学連合教職実践研究科特任教員に関する特例規程に規定する教授は、教員人事に関する事項を審議する教授会に出席しないものとする。

(審議事項)

第3条 教授会は、教育学部、特別支援教育特別専攻科及び教育学研究科に係る次の事項を審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 学生の入学、卒業及び課程の修了、その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 三 学生の修学その他学生生活の指導、助言、援助に関する事項
- 四 教員人事に関する具体的事項
- 五 その他教育研究に関する必要な事項

2 教授会は、前項各号のほか教育研究評議会から付託された事項を審議する。

3 第1項に掲げる審議事項のうち、学校教育法第93条第2項に規定する学長が決定を行うに当たり意見を述べるべき事項については、別に定める。

4 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長及び教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。

(議 長)

第4条 教授会に議長を置き、学長をもってこれに充てる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名した副学長がその職務を代行する。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事及び運営)

第5条 教授会は、休職者及び出張中の者を除き、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによ

る。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教員人事に関する事項については、構成員（休職者及び出張中の者を除く。）の4分の3以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。この場合の議決は票決によるものとし、有効投票の3分の2以上の賛成を必要とする。

（構成員以外の者の出席）

第6条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、議案に関し説明又は意見を述べさせることができる。

（事務）

第7条 教授会の事務は、総務・企画課において処理する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月30日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。